



2013年2月26日

各 位

会社名 株式会社アイティフォー
代表者名 代表取締役社長 東川 清
(証券コード 4743 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 中山 かつお
(TEL. 03-5275-7841)

内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、2013年2月26日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針について、下記のとおり一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

1. 事業運営の基本方針

当社では、以下の経営理念およびコンプライアンス方針に基づき、業務運営を行うものとする。

【経営理念】

当社は、最新の情報技術とシステムインテグレーターとしての豊富な経験を生かし、お客様に最適なソリューションと最高の満足を提供することを通じ、社会の進歩発展に貢献することを経営理念としております。

また、当社は継続的発展のため、収益基盤ならびに経営管理体制を一層強固なものとし、株主、顧客、社員に対して満足、よろこび、安心を提供できる企業を目指してまいります。

【コンプライアンス方針】

当社は、今後の継続的発展のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠との認識のもと、すべての取締役および使用人が法令・定款を遵守し、高い倫理観に基づいて行動することにより、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
- (2) コンプライアンスの推進については、コンプライアンスに関する規程に基づき、取締役および使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
- (3) 社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、管理本部長または常勤監査役に通報しなければならないと定め、

通報者に対しては、匿名性を保証するとともに不利益がないことを確保する。

3. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、職務執行上必要とする以下の文書、その他重要情報に関しては、文書管理に関する規程に基づき、適切に保存および管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - ① 株主総会議事録と関連資料
 - ② 取締役会議事録と関連資料
 - ③ 業務執行委員会議事録と関連資料
 - ④ 取締役を決定者とする決定書類および附属書類
 - ⑤ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- (2) 社内の重要情報や顧客情報に関しては、情報管理に関する規程に基づき保存および管理を行う。
- (3) 業務執行上必要な個人情報に関しては、個人情報保護マニュアルに基づき情報の取扱を行う。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- (2) 平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
- (3) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ委員会」、「オフィス効率化・環境整備委員会」、「品質管理委員会」を設け、各委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を毎月適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役および全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。
- (3) 業務の運営においては、各年度予算を立案し全社的な目標を設定し、各部門においては、職務分掌および職務権限に関する規程に基づき、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。
- (2) グループ企業の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と協議を行う。
- (3) 監査役は、当社企業グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を、実効的かつ適正に行えるよう会計監査人との緊密な体制を構築する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事については、監査役の意見を尊重した上で行う。

8. 補助使用人の取締役からの独立性

補助使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査部門、顧問弁護士、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築する。

12. 反社会的勢力への対応

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本方針を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で対応するものとし、同方針を実現するために必要な体制を整備する。

以 上